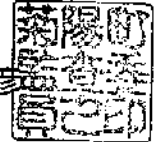


菊陽監査第35号

令和7年8月18日

菊陽町長 吉本 孝寿 様

菊陽町監査委員 牧 野 俊 彦



菊陽町監査委員 佐々木 理美子



菊陽町令和6年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率に係る審査結果
について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づ
き、審査に付された健全化判断比率等について審査したので、その結果について別紙のとおり
審査意見書を提出します。

令和 6 年度

決算に基づく菊陽町財政健全化
判断比率及び資金不足比率に係る
審査意見書

菊陽町監査委員

目 次

令和6年度菊陽町財政健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象	1
----------	---

第2 審査実施期日	1
-----------	---

第3 審査の方法	1
----------	---

第4 審査結果及び意見	1
-------------	---

【参考】

1 健全化判断比率について	2
---------------	---

2 資金不足比率について	2
--------------	---

◇各財政指標の解説	3
-----------	---

令和6年度菊陽町財政健全化判断比率及び資金不足比率審査結果

第1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、次の事項について審査を実施した。

- 1 令和6年度の一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算に基づき算定した実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）
- 2 令和6年度の公営企業会計の決算に基づき算定した資金不足比率
- 3 健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査実施期日

令和7年8月1日

第3 審査の方法

審査は、町長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率の算定が法令に沿って正確になされているか、また、その算定の基礎となる書類が適正に作成されているかについて、関係書類の確認を行うとともに、関係職員から聴取を行うことにより実施した。

第4 審査結果及び意見

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎を記載した書類は、第3により審査した限りにおいて、いずれも正確に算定・作成されていると認められた。

なお、本町では現在、健全化判断比率及び資金不足比率に関しては、いずれの指標も早期健全化基準等を下回っているが、実質公債費比率及び将来負担比率ともにこの数年で顕著な上昇傾向がみられる。

財政部局においては、これらの状況及び要因について、十分認識されていると思うが、引き続き、これら指標の算定の基礎となった各要素の動向等を注視しつ、より健全な財政運営に努めていただくようお願いする。

【参考】

1 健全化判断比率について

(表1)

(単位：％)

健全化判断比率	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	—	—	—	—	13.30	20.00
② 連結実質赤字比率	—	—	—	—	18.30	30.00
③ 実質公債費比率	5.0	5.9	6.7	8.2	25.00	35.00
④ 将来負担比率	24.4	20.1	24.9	52.7	350.00	—

(注) 指標の全てが表中の早期健全化基準未満である段階を「健全段階」、いずれかが早期健全化基準以上財政再生基準未満である段階を「早期健全化段階」、いずれかが財政再生基準以上である段階を「再生段階」という。

2 資金不足比率について

審査に付された公営企業（下水道事業）に係る資金不足比率は、(表2)のとおりである。

なお、公営企業の資金不足額は生じていないため、指標は数値化されていない。

(表2)

(単位：％)

区 分	令和3年度 資金不足比率	令和4年度 資金不足比率	令和5年度 資金不足比率	令和6年度 資金不足比率	経営健全化基準
下水道事業会計	—	—	—	—	20.00

◇各財政指標の解説

① 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であり、福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示したものである。

(注) 菊陽町における一般会計等とは、一般会計及び土地取得特別会計をいう。

② 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字（又は資金不足額）の標準財政規模に対する比率であり、すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示したものである。

(注) 全会計とは、一般会計、特別会計（土地取得、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療）及び下水道事業会計（公共下水道、農業集落排水事業）をいう。

③ 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率（3か年の平均値）であり、借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、実質的な公債費等がどの程度の財政負担となっているかを示したものである。

(注) 準元利償還金とは、一般会計等が負担している一般会計等以外の会計の元利償還金と一部事務組合等に負担している金額のうち元利償還金相当の額をいう。

④ 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率であり、地方公共団体の一般会計の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する程度を示したものである。

⑤ 資金不足比率

公営企業の資金不足額の事業規模に対する比率であり、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の健全度を示したものである。

(以上)